

1 計画の位置づけ

- ◆ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、県が策定する自立促進計画
- ◆ 現計画(第3期 平成27年3月策定)の後継計画

2 計画の目的

本基本計画に基づき、県・市町村・関係機関等及び地域社会が連携して、ひとり親家庭の生活安定と自立促進を図る。

3 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

4 ひとり親家庭の現状と課題

○宮城県世帯数(※国勢調査, 仙台市含む)
母子世帯数 H22: 20,920 ⇒ H27: 20,040
父子世帯数 H22: 4,485 ⇒ H27: 3,955

○世帯年間収入300万円未満の世帯の割合(H30年)
母子世帯 44.8% (H25: 70.7%)
父子世帯 21.2% (H25: 44.3%)

○就業者のうち臨時雇用者の割合
母子世帯 33.0% (H25: 31.9%)
父子世帯 5.7% (H25: 8.2%)

○養育費を受け取っている世帯の割合
母子世帯 27.2% (H25: 23.7%)
父子世帯 3.1% (H25: 4.6%)

○現在困っていること
母子世帯 1位 生活費
2位 子どもの世話や教育
3位 健康
父子世帯 1位 生活費
2位 子どもの世話や教育
3位 仕事

○子どもの大学等(※)進学率
※専修学校等を含む, 高等学校卒業後
母子世帯 53.6%
父子世帯 61.0%

○ひとり親世帯の貧困率 50.8%(全国)
(※平成27年国民生活基礎調査)

※「宮城県ひとり親世帯等実態調査」(平成30年実施)ほかより抜粋

5 基本的方向

(1)基本理念

ひとり親家庭及び寡婦が安定した生活を送り, 安心して子育てができることにより, 子どもたちがいきいきと健やかに育成される地域社会の実現

(2)施策体系

- ①相談機能の充実
- ②子育てや生活の支援
- ③就業支援
- ④養育費の確保
- ⑤自立へ向けての経済的支援
- ⑥人権尊重の社会づくり

(3)指標

- ①ひとり親の就業率
・母子世帯 89.0%(うち臨時雇用者33.0%) ・父子世帯 93.9%(うち臨時雇用者 5.7%)
- ②ひとり親家庭の子どもの進学率
・中学校卒業後 97.3% ・高校卒業後 56.4%(※専修学校等を含む)
- ③養育費について取決めをしている割合・受け取っていない世帯の割合
(取決めしている割合) ・母子世帯 57.1% ・父子世帯 21.9%
(受け取っていない割合) ・母子世帯 72.0% ・父子世帯 95.6%

6 具体的な施策

